

省エネを徹底して経費削減に取り組みませんか!

～「中小企業のための省エネ講座」のご案内～

100年に一度の金融危機・世界同時不況にともなう景気後退に対処するため、中小企業の皆さまは事業の効率化などに積極的に取り組まれていることと存じます。

(財)神奈川産業振興センター(KIP)では、そのような不況に挑む中小企業の皆さまに経営改善のヒントを得ていただくため、「不況に挑む中小企業」応援セミナー」と銘打って、「即効性」のあるセミナーをシリーズで開催することといたしました。

その第1弾として、2月6日に「工場再生の鬼」の異名を持つPEC産業教育センター所長の山田日登志氏に企画していただき「不況を乗り越える工場改革～トヨタ生産方式に学ぶ～」というテーマのセミナーを開催し、ご好評を得ましたが、今回は、視点を変えて、経費節減に直結する「省エネルギー」に関するセミナーを開催することといたしました。

景気低迷により、京都議定書の目標達成が困難になっていることについての報道は目立たなくなっており、むしろポスト京都議定書の枠組みがどうなるかについて注目が集まっていますが、温室効果ガス削減の取組みの重要性がなくなっているわけではありません。

中小企業は大企業に比べて温暖化対策が遅れているといわれております。この機会に、「温暖化対策＝省エネルギー」について、学び、考え、実践してみませんか。

皆さまのご参加をお待ちしております。

この講座は、(財)省エネルギーセンターのご協力により開催するもので、「省エネルギー入門」、「中小規模工場における省エネルギーの基礎」、「ビル建物における省エネルギーの基礎」の3つの講座を用意します。

「省エネルギー入門」は、すべての中小企業の皆さまを対象に、省エネの必要性、省エネ法のエッセンス、工場・ビル建物における省エネ事例の紹介、中小企業が使える国等の支援メニューについて解説していただきます。

「中小規模工場における省エネルギーの基礎」、「ビル建物における省エネルギーの基礎」では、「工場」「ビル建物」に焦点を当て、省エネ推進に必要な着眼点や省エネ手法の基礎知識を解説していただくもので、「省エネルギー入門」と併せて、受講していただくことをお勧めします。

※「中小規模工場における省エネルギーの基礎」、「ビル建物における省エネルギーの基礎」は、8月に開催する予定です。詳細が決まり次第、あらためてご案内いたします。

■ 中小企業のための省エネ講座①

「省エネルギー入門」開催概要

【日時】 7月3日(金) 13:30～16:30

【会場】 神奈川中小企業センタービル13階「第2会議室」

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80

TEL 045(633)5000(代表)

FAX 045(633)5018

【主催】 (財)神奈川産業振興センター(KIP)

【協力】 (財)省エネルギーセンター(ECCJ)

【定員】 80名(申込先着順)

【受講料】 3,000円(KIP会会員2,000円)

※セミナー当日にお支払いください

【申込方法】 住所、氏名(ふりがな)、所属団体、役職、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記載の上、FAXまたはEメールでお申し込みください。

【申込締切】 6月26日(金) (定員に達し次第締め切ります)

【主なカリキュラム】

- ・省エネが必要とされる背景
- ・省エネ法概論
- ・工場・ビル建物の省エネルギー対策
- ・中小企業のための省エネ(温暖化対策関連)支援策

講師 鈴木 伸隆 氏 ((財)省エネルギーセンター
省エネ人材育成グループ)

●問い合わせ 企画調整課 担当:藤田

TEL 045(633)5062 FAX 045(633)5208

e-mail kikaku@kipc.or.jp

事業再生はお任せください!

～ 神奈川県中小企業再生支援協議会のご紹介 ～

「過去の借入が経営の重荷になっている」、「急速な事業環境の変化に直面している」。

そんな現況を変えるきっかけになり得るのが事業再生です。国の施策でもある中小企業再生支援事業は、地域に実情に合うよう各都道府県に協議会が設置され、相談・支援に当たっています。

今回は4月に着任した新統括責任者をご紹介します、また当協議会が手がけた実例を挙げてみました。事業再生を検討される際は、まず当協議会にご相談ください。最適な支援策をご提示します。

新統括責任者ごあいさつ



お問い合わせ、ご相談はお気軽に

統括責任者 石井 允三幸 再生プロジェクトマネージャー

この3月まで銀行に勤め、長く融資や営業部門を歩んできました。そうした経験を活かすことができる職場だと考えています。

平成15年9月にスタートした当協議会ですが、おそらくこれから最も大変な時期に差しかかると見えています。ご承知の通り、現在の企業環境はこれまでにない危機的な状況にあり、上場企業の倒産も予測され、そうなれば中小企業への影響は必至です。そこで、当協議会の役割がとても重要になってくると確信しています。

中小企業から見ると、当協議会を活用すれば再生計画をスムーズに、かつ低コストで作成できるメリットがあります。なかなか資料作成をする時間的余裕がない。またその方法がわからない。それが経営者の本音だと思いますが、当協議会ならば専門家による実現性の高い計画策定が可能です。さらにその費用も外部へ独自に依頼するよりも低廉で済みます。ちなみに第一次対応の相談費用は無料で

す。その上、金融機関との調整も当協議会が行い、借入の条件変更など再生に向けた取り組みを支援していきます。

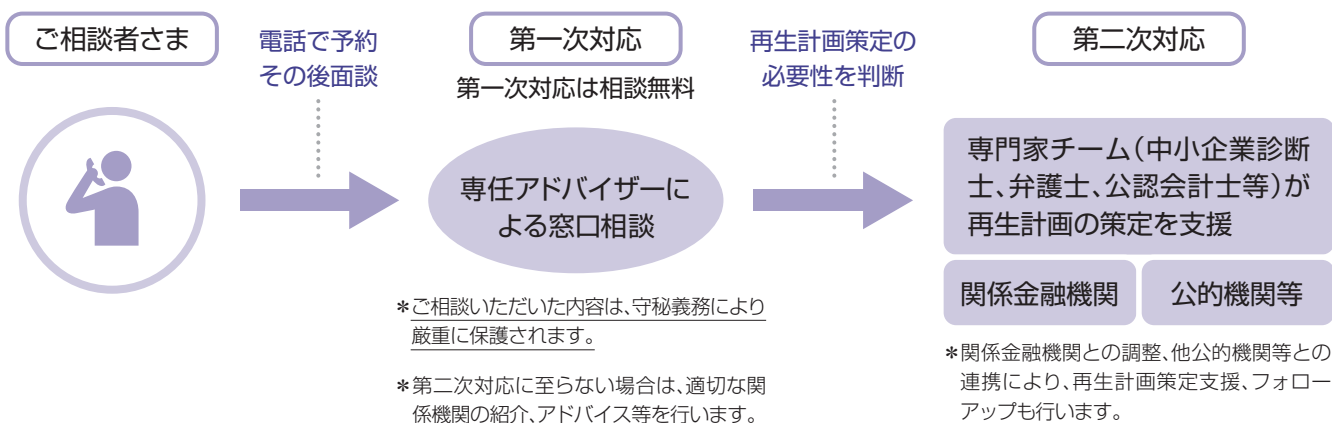
一方金融機関にとっても当協議会の活用は有効なものです。今後、不良債権の処理が1つの課題になるとは思いますが、取引先の事業再生を図ることで債務者区分の引き上げが可能になったり、また債権放棄に応じた場合も税務上の損金算入が認められるメリットがあります。公的な機関である当協議会が携わることは、利害関係者への説得にも有効です。

今年度は相談件数も多くなるでしょう。それに伴い、昨年度以上の再生計画策定に向け、協議会の体制充実に取り組みます。まずはお気軽にご相談ください(談)。

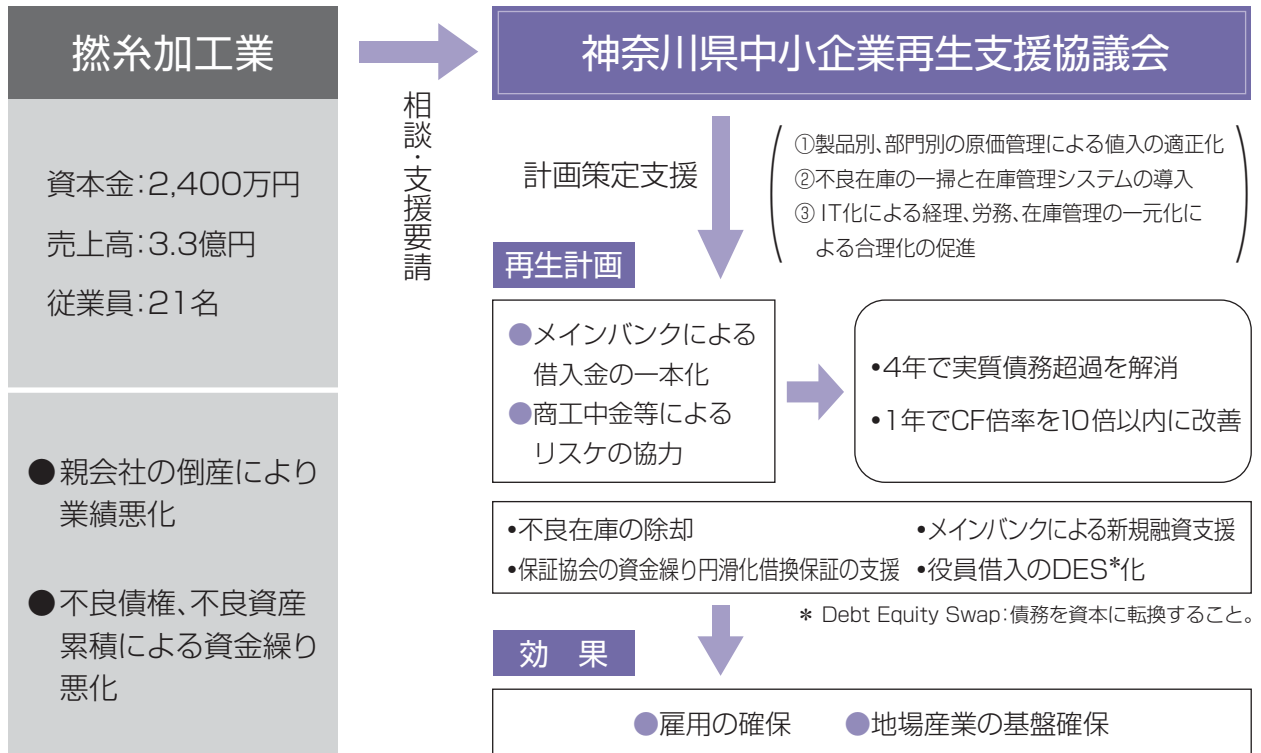
〈略歴〉

昭和54年4月横浜銀行入行。蒲田支店長、融資部副部長、執行役員営業推進本部副部長、同法人営業部長などを歴任し、常務執行役員東京支店長兼東京・県外ブロック営業本部長を経て、現職。

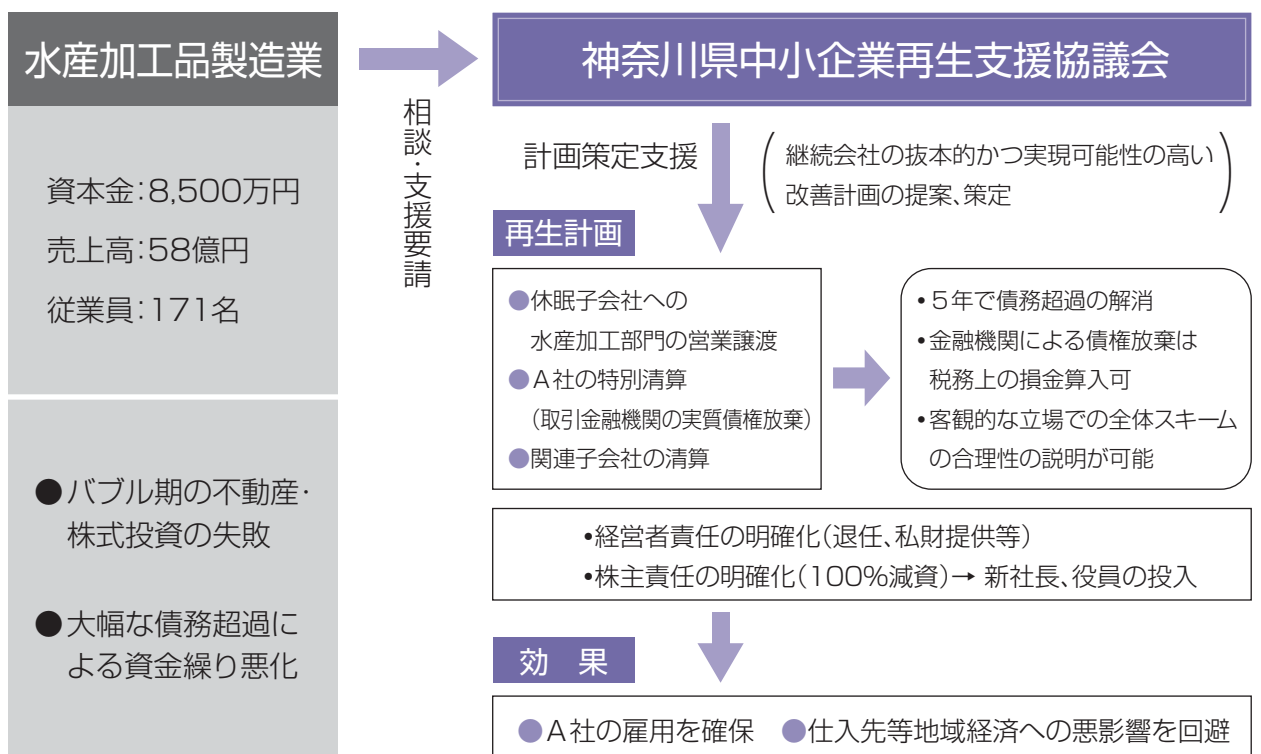
支援の流れ



再生事例 1 ～メイン寄せによる資金繰りの改善～



再生事例 2 ～営業譲渡と特別清算による再生計画～



● **問い合わせ** 神奈川県中小企業再生支援協議会(神奈川中小企業センタービル3階)
TEL 045(633)5143 FAX 045(633)5144

● **ホームページ** <http://kaigi.kipc.or.jp/saisei/>

平成21年度 受・発注商談会 横須賀で開催!

～ 新規取引先開拓のお手伝い～

平成21年度 第1回目となる受・発注商談会を横須賀市の「ヨコスカ・ベイサイド・ポケット」にて開催いたします。

この商談会は、製造業の方々を対象に発注企業と受注企業が一堂に会し、個別商談により新規取引先の開拓及び情報収集をしていただくことを目的としております。

県内外の新しい取引先を求める積極的な企業が数多く参加されます。

あなたも商談会で新たな取引先を見つけませんか。

日時 7月7日(火) 13:00～17:30

場所 ヨコスカ・ベイサイド・ポケット 横須賀市本町3-27 (京浜急行汐入駅すぐ)

予定企業数 発注企業約30社、受注企業約250社

参加費 無料

申込締め切り 発注企業 6月9日(火) (予定)

受注企業 5月26日(火) (予定)

※会場の都合上、定数を超えた場合、参加をお断りすることもありますので、予めご了承ください。



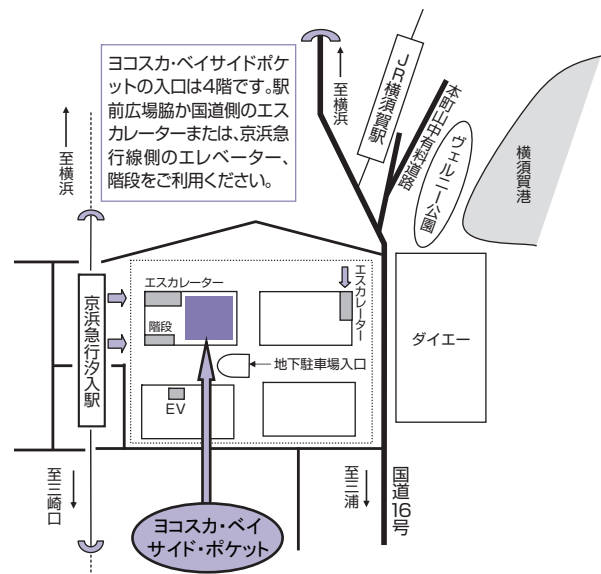
昨年度商談会の様子

スケジュール

月日	時間	内容
7月7日 (火)	10:45～ 12:00	参加受付・ 個別商談受付※
	12:00	参加受付及び 個別商談申込終了
	13:00～ 17:30 (予定)	個別商談 (事前に発注企業側から指 名を受けた受注企業及び 当日申し込みを行った受 注企業による個別商談)

※個別商談受付は先着順で行いますので、ご承知おきください。

(午前10時45分より参加受付を済まされた企業さまより、順次、個別商談受付開始)



交通のご案内

- ・京浜急行線 汐入駅 徒歩3分
- ・JR横須賀線 横須賀駅 徒歩10分

駐車場は会場地下にあります(有料)

主催 (財)神奈川産業振興センター
横須賀市、横須賀商工会議所
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター
(財)横須賀市産業振興財団

●問い合わせ
取引振興課 TEL 045(633)5067

「受・発注商談会」って何？

■ 受・発注商談会とは…

KIPでは、中小企業の取引拡大を促進するため、県内の中小企業支援機関と連携して年に4～5回、受・発注商談会を開催しています。

この商談会は、製造業を対象に発注企業と受注企業が一堂に会し、個別商談により新しい取引先を探すことを目的とするものです。発注企業にとっては、積極的で提案力のある企業と商談ができ、また、受注企業にとっては、一度に効率的に新しい取引先と商談することができるなど、受・発注企業双方に、新規取引先を開拓する上での大きなメリットがあります。

今年度(平成21年度)は、7月:横須賀、9月:川崎、12月:横浜、2月:相模原の計4回開催する予定となっておりますので、ご活用ください。

■ 商談会で成果を出すために…

商談会は、「新規取引先開拓の場」を提供するもので、昨年度は次のとおり毎回数多くの発注企業と受注企業にご参加いただきました。

この場を活用して、受注企業が商談会で新しい取引先を獲得するためには、限られた商談時間の中で「いかに自社の強みや特徴をPRできるか」が重要です。

加工品サンプルを持ち込み自社の強みや特徴を「形」にして、見えるPRに取り組むなど、さまざまな工夫をすることにより発注企業の興味を引きつけ、成果に結びつけてください。

平成20年度 受発注商談会開催状況

区分	開催日	会場	参加企業数		商談件数	連携団体
第1回	6月25日(水)	ヨコスカ・ベイサイド・ポケット	発注	45	789	横須賀市、横須賀商工会議所、横須賀三浦地域県政総合センター、(財)横須賀市産業振興財団
			受注	244		
第2回	8月26日(火)	川崎市産業振興会館	発注	45	791	川崎市、(財)川崎市産業振興財団、横浜市、(社)横浜市工業会連合会
			受注	292		
第3回	10月7日(火)	新都市ホール	発注	57	960	(社)横浜市工業会連合会、横浜市、(財)川崎市産業振興財団、川崎市
			受注	311		
第4回	平成21年 2月24日(火)	ホテルラポール千寿閣 アニバーサリールーム	発注	49	712	相模原市、相模原商工会議所
			受注	376		

【参加者の声】

2年間で新たな取引先5社を獲得！



所在地: 川崎市 資本金: 2,000万円 主要業務: 精密機械加工、省力化設備の設計・製作
設立: 昭和45年 従業員数: 19名

以前から新しい仕事を確保するために、メーカーなどの訪問に取り組んでいましたが、なかなか商談に結び付きませんでした。そんな時、貴センターの商談会を知り、可能な限り受注企業として参加しました。初めはなかなかうまくいきませんでしたが、商談会で多くの発注企業の購買担当者と面会する中で、どのように弊社の技術力をPRすればよいかわかってきました。その結果、この2年間で県内外の発注企業5社と新たな取引を始めることができました。おかげさまで売り上げも伸びてきましたので、今年度は、発注企業としても参加したいと考えています。

(営業部長B氏談)

●問い合わせ 取引振興課 TEL 045(633)5067

“下請法”早わかり

連載にあたって

KIPでは、下請取引の適正化を推進するために、下請取引に関する苦情や紛争などの相談を随時受け付けているほか、下請法を周知するために関係機関と連携して「下請け取引講習会」を開催してまいりました。

現在、日本経済は、100年に一度と言われる世界同時不況の荒波にもまれています。中小企業者、特に下請事業者は、景気悪化のしわ寄せを受けやすいのではないのでしょうか。このような時だからこそ、下請法の内容を正しく理解していただき、公正な取引を進めていただく必要があります。

そこで、下請法をできるだけわかりやすく解説する「“下請法”早わかり」を掲載することとしました。下請事業者の皆さまはもとより、親事業者の皆さまにもご参考にしていただければ幸いです。

第1回 「下請法」とは

「下請法(正式名称:下請代金支払遅延等防止法)」は、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために制定された「独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)」の特別法です。

製造業からサービス業まで、幅広い分野でこの法律が適用される取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為などを具体的に定めています。この法律に違反した場合は、公正取引委員会が勧告など簡単な手続きで親事業者に改善を求め、下請事業者を守ります。

親事業者、下請事業者の定義

下請法の対象となる取引は、事業者の資本金規模と取引の内容で定義します。

(1) 物品の製造・修理委託

- 政令で定める情報成果物・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者		下請事業者
資本金3億円超	→	資本金3億円以下(個人を含む)
資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む)

(2) 情報成果物作成・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者		下請事業者
資本金5千万円超	→	資本金5千万円以下(個人を含む)
資本金1千万円超5千万円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む)

●問い合わせ 取引振興課 TEL 045(633)5067

障害者の雇用の促進等に関する法律改正のお知らせ

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が
平成21年4月1日より施行されました。

1 中小企業における障害者雇用の促進

- ① 障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大
障害者雇用納付金制度(納付金の徴収・調整金の支給)が適用される対象範囲が、常用雇用労働者101人以上の中小企業に拡大されました。(一定期間は、常用雇用労働者201人以上の中小企業まで拡大)
※現行は経過措置により301人以上の事業主のみ

- ② 雇用率の算定の特例
中小企業が、事業協同組合等を活用して、共同で障害者を雇用する仕組みが創設されました。
※事業協同組合等が、共同事業として障害者を雇用した場合に、当該組合等と組合員企業とをまとめて雇用率を算定

2 短時間労働に対応した雇用率制度の見直し

障害者の雇用義務の基礎となる労働者及び雇用障害者に、短時間労働者(週20時間以上30時間未満)が追加されました。

3 その他

特例子会社*がない場合であっても、企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度が創設されました。

※障害者の雇用に特別に配慮をした子会社

平成21年4月1日施行となりますが、次の事項については施行期日が異なりますのでご注意ください。

- ・障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大
201人以上企業への拡大については、平成22年7月1日
101人以上企業への拡大については、平成27年4月1日
- ・短時間労働に対応した雇用率制度の見直しについては、平成22年7月1日

●問い合わせ

県産業人材課 障害者就業支援班
TEL 045(210)5871

冊子「かながわのオンリーワン中小企業」への広告掲載の募集

県内には神奈川工業技術開発大賞受賞企業、かながわスタンダード認定企業に代表されるように、優れた技術・製品を持つ企業が多数あります。

しかし、個々の企業の認知度は必ずしも高いとは言えず、人材の確保や販路拡大の面で苦慮しています。こうした状況を踏まえ、県では、優れた技術・製品を持つ企業の魅力を県内大学生にPRするために冊子を作成します。

この冊子は、主に県内の大学や関係機関で配布されます。多くの方々の目に触れる本誌面上に、広告(有料)を掲載し、ぜひ県と共に県内の産業振興を応援していただければと考えております。

ご応募くださいますようお願い申し上げます。

●応募期間

5月22日(金)～6月12日(金)

●問い合わせ

県工業振興課工業技術班 TEL 045(210)5646

●ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kogyo/sasshi/idnex.html>

ベンチャー企業の魅力を伝える「ベンチャー力」発信トークライブを開催

横浜国立大学と県では、ベンチャー企業の社長や社員が「働く魅力」、「やりがい」等について直接学生に語りかける「『ベンチャー力』発信トークライブ」を開催します。

●日時 6月15日(月) 16:15～19:20

●会場 横浜国立大学工学部講義棟A107教室

●講師 ・アップコン(株) 代表取締役 松藤 展和 氏
・(株)チップワンストップ

代表取締役社長 高乗 正行 氏

・(株)メビウス 代表取締役 坂本 淳 氏

●内容 講師からの「ベンチャー企業社長 熱烈トーク」と各社社員の方々も交えた「パネルディスカッション」

●対象 ベンチャー企業に興味のある県内在住・在学の大学生・大学院生など100名(先着順)

●申し込み・問い合わせ(※問い合わせのみ対応)

県産業活性課 TEL 045(210)5564(直通)

※横浜国立大学VBL TEL 045(339)4280/4289(直通)

●ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sangyo/venturepower/index.html>

新所長ごあいさつ



神奈川県産業技術センター
所長 馬飼野 信一

平成21年4月に神奈川県産業技術センター所長を拝命いたしました。
前所長が取り組んでまいりました「ものづくり技術支援活動」を引き継ぎ、「目指せ、『日本で一番頼りになる公設試』の実現」を私自身も職員にも徹底し、これからも産業界の皆さまから厚い信頼を寄せられる技術開発パートナーとして、職員一丸となって中小企業支援を展開し、厳しい経済状況下で頑張っている中小企業の皆さまへの技術支援を強化してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

オンリーワン技術を支えるナンバーワン公設試を目指す

「ものづくり支援グレードアップ ONE-ONE活動」を開始しました

神奈川県産業技術センターでは、新しい所長のもとで、この4月から新たな「ものづくり技術支援活動」をスタートさせましたので、ご紹介いたします。

新たな技術支援活動の開始

当センターは、平成15年度から20年度まで通算2期6年にわたり「ものづくり技術支援強化3年・3倍増活動(3・3活動)」、「ものづくり技術支援質的レベル倍増活動(QL2活動)」に取り組み、県の産業施策である「神奈川R&Dネットワーク構想」の中核的推進機関としてコーディネート機能を強化してまいりました。

さらに、平成19年度からは、「かながわ中小企業総合支援委員会」の下で、(財)神奈川産業振興センターと組織的に連携し、事業化を見据えた総合支援(経営と技術の一体的支援)を開始いたしました。

この間、国際競争の激化、原材料価格の乱高下、人材不足・後継者難に加え、世界的不況による急激な受注減など中小企業を取り巻く環境は、ますます厳しさを増し、中小企業の競争力強化、経営革新のための新たな行政支援が重要課題となっております。

そこで、当センターは、平成21年度から23年度までの3年間の中期活動計画として、オンリーワン技術を支えるナンバーワン公設試を目指す「ものづくり支援グレードアップ ONE-ONE活動」を開始いたしました。

活動のねらい

産学公連携を促進する「神奈川R&Dネットワーク構想」の新たな展開と「経営と技術の一体的支援」の展開を柱として、中小企業が取り組む技術開発から商品化までの事業活動を、従来の技術支援の枠組みを越えて総合的に支援し、県内中小企業の経営基盤の安定化と競争力の強化を通じて地域産業力の強化を図ります。

取組と指標及び目標値

活動の目的を達成するため、技術支援活動の根幹である技術相談、依頼試験及び受託研究の計画的な実施に重点をおきながら、新たに3つの取組について活動指標と年度毎の数値目標を設定し、PDCAサイクルにより、確実な支援成果を創出いたします。

新たな取組①：製品化・商品化の促進

中小企業の商品化・コスト低減等に寄与した技術支援件数とその成果の売上高相当額が平成23年度末に年間70件、17.5億円になることを目指します。

新たな取組②：コーディネート機能の強化

共通のニーズの掘り起こしやデータベースの活用により、当センターがマッチングした技術連携や共同研究等の総数が平成23年度末に年間24件になることを目指します。

新たな取組③：ものづくり技術力の向上

平成23年度までに、中小企業技術者等の人材育成を目的に共通課題型研修を15コース設置し、人材育成研修の受講者数が年間450人日となることを目指します。

お気軽に当センターをご利用いただけますとともに、事業運営等につきまして、ご指導とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

●問い合わせ

企画部企画調整室 TEL 046(236)1500(代表)

活動名	取組とその指標	H19(実績)	H20(見込)		H21	H22	H23
ものづくり支援 グレードアップ ONE-ONE活動	製品化・商品化の促進 商品化・コスト低減等に関する支援件数とその売上高相当額	49件 11.3億円	56件 13.8億円	目標値	60件 15億円	65件 16.2億円	70件 17.5億円
	コーディネート機能の強化 マッチングした技術連携件数、共同研究件数等の総数	12件	12件	目標値	15件	19件	24件
	ものづくり技術力の向上 共通課題型研修のコース数、共通課題型とオーダーメイド型研修の受講者数	2コース 35人日	3コース 60人日	目標値	5コース 150人日	15コース 300人日	15コース 450人日

産(学)公による共同研究開発の成功事例に学ぶ!

～ コンクリート補強用PET短繊維の開発 ～

前号に引き続き、産技センターと共同開発して商品化に至った成功例として、廃PETを利用したコンクリート補強繊維の開発を紹介します。

開発の意義

建設資材としてのコンクリートは、砂、砂利、水にセメントを加えて固形化したもので、優れた建設資材として、道路、トンネル等、幅広く使われています。

コンクリートは圧縮に強い反面、引張に弱く、強度や延性を増すために鉄筋を入れたり、鋼繊維や合成樹脂繊維を混ぜた補強コンクリートが用いられています。

本研究開発では、腐食による強度低下が予想される鋼繊維の補強材に代えて、合成樹脂の一つであるポリエチレンテレフタレート(PET)の利用を検討しました。近年、廃PETの有効活用が大きな社会的問題になっており、高純度を必要とせず大量な用途を見込める本開発は、環境面でも大きな期待を集めています。

共同開発のきっかけ

平成13年、建設用資材の開発メーカーとして新しい事業展開を模索していた(株)サンゴと廃PETの有効活用を進めていた産技センターは、新しい合成繊維補強材としてのPETの利用を考え、材料開発を専門とする技術アドバイザーにも参加をお願いして、共同開発がスタートしました。

PET短繊維テレフタロンACの開発

研究開発は、廃PET製の補強繊維の製造に始まり、「引張り試験」等の多くの合成樹脂試験や開発補強材を添加したコンクリート試験片の曲げ強度試験を繰り返し、写真1のPET短繊維テレフタロンACの開発に至りました。開発したPET短繊維は、直径0.7mm、長さ3cmで、コンクリートへの付着性向上を図って、コブを付けた特殊なエンボス加工が施されています。

コンクリートサンプルの曲げ試験を行ってみると、PET短繊維を全く添加しないサンプルは短時間の荷重で完全に折れてしまいましたが、容量で1%前後添加したサンプルでは、ひびが入っても長時間折れることなく原形を留め、災害時の滑落等による被害の減少に有効なことが認められます。

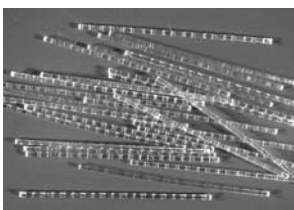


写真1 PET短繊維

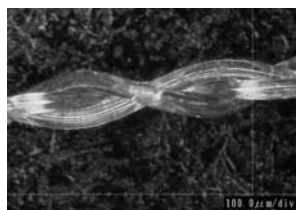


写真2 マイクロ繊維

建設現場への採用

開発されたPET短繊維は、機械的強度のみならず、鋼繊維より耐食性に優れ、他の合成繊維より親水性、耐油性、耐候性、コンクリートへの付着性や分散性も良いので、建設現場で広く利用されつつあります。NEXCO(旧 日本道路公団)の「非鋼繊維品質規格基準」もクリアし、トンネルや高速道路の建設に採用されています。

マイクロ繊維の開発

市場からは、直径0.7mmのテレフタロンACよりも、さらに細く引張強度も大きく、コンクリートのひび割れ抑制効果が高いマイクロ繊維の開発が求められています。写真2に、カバリング撚糸装置を用いて、3本のモノフィラメントから撚ったマイクロ繊維を示します。撚ったカーブによって付着性が向上し、テレフタロンACと同等以上の引張応力も得られています。

大学との連携と神奈川産業振興センターの支援

東京大学工学部大久保研究室には研究開発当初からご参加をいただき、コンクリート強度の理論的解析やPET短繊維のコンクリートへの付着力試験をお願いしています。

(株)サンゴは、神奈川産業振興センターのビジネス可能性評価でA評価を取得、コンソーシアム事業の支援、知的財産戦略策定支援事業で本研究開発に関する特許の権利化に向けた支援を受けています。また、平成18年には、県の中小企業新商品開発等支援事業補助金を受けています。

むすび

(株)サンゴと産技センターの共同開発には、県の技術アドバイザー制度が不可欠でした。20日間を最長として技術士等の技術アドバイザーを派遣する制度で、費用の半分は利用企業負担です。(1日9,000円)

神奈川県には優れた製造技術を持った中小企業がたくさんあります。ちょっとしたひらめきや小さな助言が、大きな成功に繋がる可能性を秘めています。

技術アドバイザー制度のご利用を含めて、まずは技術相談室にお電話を！お待ちしております。

●問い合わせ

県産技センター 046(236)1500(代表)

化学技術部 材料化学チーム/技術相談室 046(236)1510(直通)

(株)サンゴ 045(430)3553(直通)

自分の会社の経営内容を知ろう

連載にあたって

なぜ経営内容を知らないといけないのか？

「100年に1度」とも言われる不況下では、自社の経営内容を分析し、問題点を把握し有効な改善策を実施することが、健全な経営を続けていく上で非常に重要になります。

景気の悪化にともない、売上や利益が減ってくると、これまで放置していた経営課題が噴出し、経営基盤を脅かすこととなります。金融機関の融資姿勢も厳しくなるため、これまで快く融資に応じてくれた金融機関から、厳しい条件を提示されることもありえます。

このような事態を避けるためには、日頃から自社の経営内容を分析し、問題点の把握と改善策を実施する必要があります。自社の経営内容を分析するには、「財務分析」を行うことが基本となりますが、財務分析を実施するには、決算書の数値を利用し、「経営指標」を計算する必要があります。

財務分析や経営指標というと、複雑で難しい印象があるかもしれませんが、いくつかの基本となる経営指標さえ覚えれば、自社の経営内容や問題点を大まかに把握することは決して難しくありません。

そこで、今回から財務分析に必要な基礎的な知識を何回かに分けて解説しますので、ご活用ください。

財務分析の基本①

～「流動比率」の計算について～

▶ 流動比率について

流動比率の意味

流動比率は企業の「短期的な安全性」を把握するために用いられる経営指標です。計算方法は次のようになります。

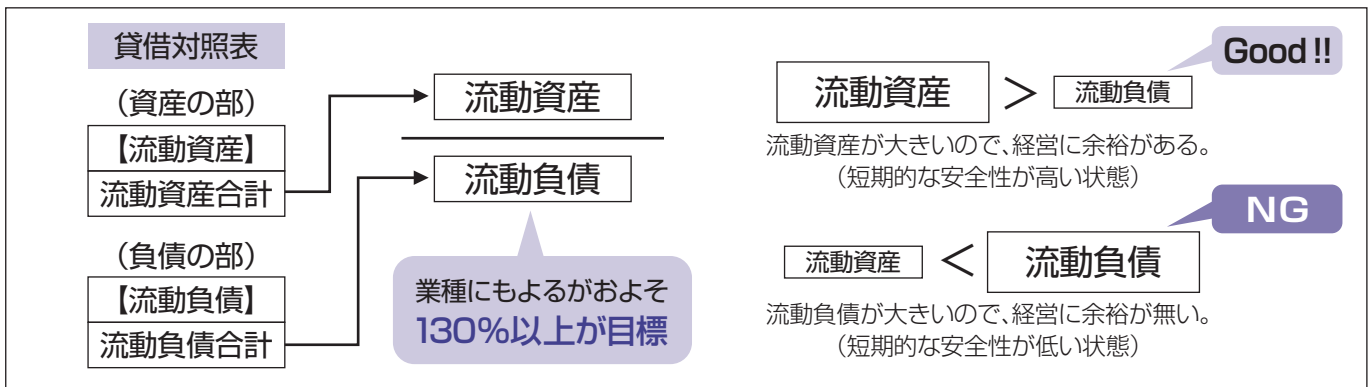
$$\text{流動比率} = \text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$$

一番新しい「確定申告書」を見てください。その中の「決算報告書」の中に「貸借対照表」というページがあります。そこに「流動資産^{注1}」と「流動負債^{注2}」という項目があり、合計金額が記載されています。

たとえば、前期の流動資産の合計額が7千万円で、流動負債の合計額が5千万円の場合は、流動比率は7000万円÷5000万円=1.4=140%と計算できます。

この値が高い企業は、現金化が容易な資産(流動資産)の割合が、短期的な負債(流動負債)に対して多く、短期間に資金不足を発生し難い企業、すなわち「短期的な安全性が高い企業」と言えます。業種によって多少異なりますが、一般的には流動比率は130%以上あることが望ましく、100%を切ると資金繰りに問題があると判断されます。

流動比率の概念図



▶ 過去からの推移を見る

一番新しい決算書(直近)の流動比率が計算できたら、一つ前の期(前々期)の決算書でも流動比率を計算し、推移を比較してください。経営指標全般に言えることですが、過去にさかのぼって計算を行うことによって、問題点が把握しやすくなります。

たとえば、直近の流動比率が150%であっても、前々期の流動比率が200%で、さらにその前が250%であった場合、流動比率が低下傾向にあるので、原因を分析する必要があると言えるでしょう。

▶ 原因と対策

流動比率が低い場合、次のような理由が考えられます。

① 工作機械や建設機械といった高額な設備投資を手元資金(キャッシュ)で実施したため、「現預金」が減少している。
あるいは「未払金」が増加している。

② 売上不振にも関わらず経費削減が不十分で、運転資金が回収できていない。あるいは売上は維持できているが、経費過剰で「勘定あって銭足らず」の状態になっている。

①に関しては、手元資金が十分にある場合を除いて、一般的には金融機関から設備資金の借入や、KIPの設備資金貸付

貸与制度を利用すれば、流動比率を維持することができます。

②に関しては、製品やサービスごとに収益管理の実施徹底や、経費増加に繋がっている原因を特定し、対策を講じる必要があるでしょう。例えば、飲食業の場合、「売れ筋商品」が必ずしも利益率が高い商品とは限りませんし、製造業の場合、高単価製品であっても、外注加工費や段取り時間を加味すると実は赤字の製品であった、といったこともありえます。こうした分析には、CVP分析^{注3}や原価計算といった管理会計手法と併用することで、問題点の把握が容易になることがあります。

▶ まとめ

流動比率を計算することは、自社の短期的な安全性や資金繰りを把握することによって、自社の経営上の問題点を明らかにすることに繋がります。問題点を改善できれば、資金繰りも楽になり、金融機関からの貸付条件も有利になることでしょう。

実際に財務分析を行う際には、今回紹介した「流動比率」だけでなく、「当座比率^{注4}」や「自己資本比率」、「総資本回転率」等々といった他の経営指標も併用する必要があります。今後そうした代表的な経営指標を説明していきます。

注1 流動資産：資産の中で、決算日から1年以内に現金化できる資産のこと。

注2 流動負債：負債の中で、決算日から1年以内に支払い義務が発生する負債のこと。

注3 CVP分析：企業の原価、売上高、利益の関係を分析する管理会計の手法。損益分岐分析とも呼ばれる。

自社の損益分岐点売上高(BEP)は次のように求めることができる。

$$BEP = \text{固定費} \div (1 - \text{変動費} \div \text{売上高})$$

注4 当座比率：流動資産同様、短期的な安全性分析に用いられる経営指標。当座資産 ÷ 流動負債で導かれ、100以上あることが望ましいとされる。

■ KIPで実施している「設備貸与・設備資金貸付制度」のご紹介

「公的制度」ですので安心してご利用いただけます。「長期返済・固定低利」で、「信用保証協会の保証は不要」です。

【設備貸与の利用条件】

	割賦販売	リース
対象	①製造業、建設業等 従業員20人以下の会社・個人 ②小売業、サービス業等 従業員5人以下の会社・個人 ③創業者 ※従業員50人以下で一定の条件を満たしている会社・個人も対象となります。	
対象設備	「創業」又は「経営基盤の強化」に必要な設備	
対象金額	100万円～6,000万円	
利率・月額リース料率	年2.0% (固定)	3～7年 2.965%～1.370%
返済期間	7年(半年据置)	3～7年
保証人等	原則として連帯保証人1名(代表者)	
保証金	設備価格の10%(契約時)	なし

【設備資金貸付の利用条件】

対象	①製造業、建設業等 従業員20人以下の会社・個人 ②小売業、サービス業等 従業員5人以下の会社・個人 ③創業者 ※従業員50人以下で一定の条件を満たしている会社・個人も対象となります。
対象設備	「創業」又は「経営基盤の強化」に必要な設備
対象金額	貸付対象設備金額の1/2以内で、 50万円～4,000万円 (特例で2/3以内、6,000万円まで)
利率	無利子
返済期間	7年(1年据置)
保証人等	原則として連帯保証人1名(代表者)

※詳細はお問い合わせください。

●問い合わせ 設備助成課 TEL 045(633)5066
setsubi@kipc.or.jp

あなたの経営課題を解決します

つながり力で応援

～ 平成21年度地域力連携拠点事業4月1日スタート～

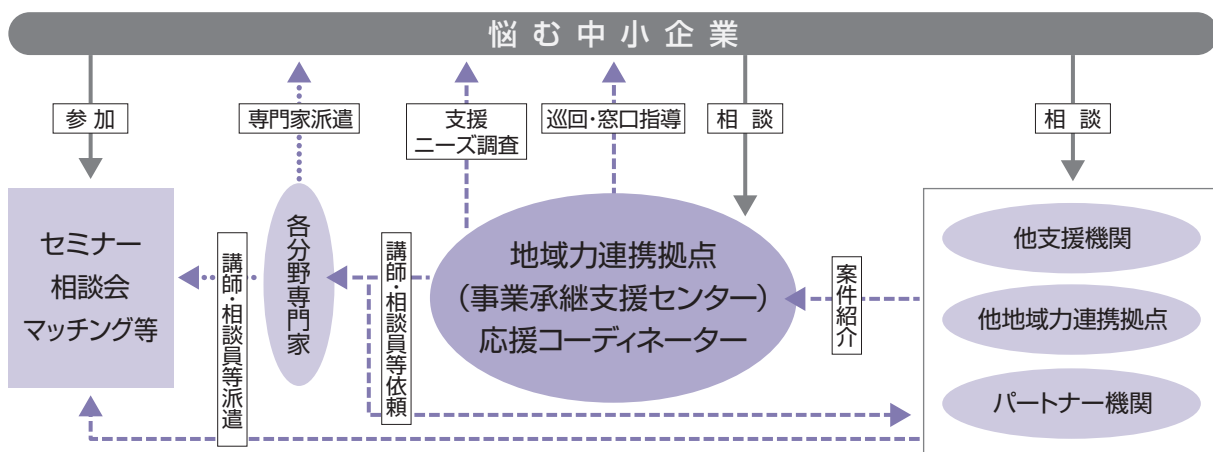
KIPは、本年度も関東経済産業局から中小企業者の経営力の向上、創業・事業再生及び再チャレンジ、事業承継といった中小企業の皆さまが直面する課題に対して、地域支援機関等と連携して、きめ細かな支援を行う「地域力連携拠点」、「事業承継支援センター」として選定されました。

KIPが運営する「地域力連携拠点」、「事業承継支援センター」では、中小企業の支援に関する専門的な知識、能力及び経験を有している応援コーディネーター2名を配置し、金融機関、地域支援機関等の多数のパートナーと共に、窓口相談、専門家派遣、セミナー及び交流会等を行います。

また、KIPが有する「ワンストップ相談体制」、「中小企業支援ノウハウ」、「県・市町村、商工会議所・商工会等の地域支援機関との連携体制」等を活用することにより、新たな展開を図ってまいります。

中小企業の皆さま。まずは、ご相談ください。

事業スキーム



事業概要

①相談、②専門家派遣、③情報提供、④調査・研究、⑤マッチング等を行うことにより、中小企業の前向きな取り組みを支援します。

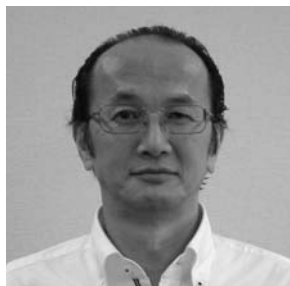
経営力の向上	
経営革新	<ul style="list-style-type: none"> 経営革新計画承認企業のフォローアップ 新現役チャレンジ支援事業との連携
地域資源活用 農商工等連携	<ul style="list-style-type: none"> 湘南の地域資源を活用した湘南ブランド戦略の展開 農商工等連携による農産品の発掘 加工特産品の開発、販路開拓等の実施
商店街の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 商店街の活性化に向けたプラン策定支援

創業・事業再生及び再チャレンジ	
創業支援	<ul style="list-style-type: none"> 創業セミナー 相談会の開催 専門家派遣
事業承継	
事業承継支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継セミナー・相談会の開催 専門家派遣 事業承継のニーズ・シーズに関する情報収集 創業予備軍等とのマッチング

応援コーディネーター

応援コーディネーターは、経験豊かな中小企業の専門家です。

中小企業の皆さまからのさまざまな経営相談に応じ、知識や経験、人脈を活かして経営課題解決のお手伝いをいたします。



上坂 渉



金崎 努

■ 上坂 応援コーディネーターの主な担当:
「地域資源活用」、「農工商等連携」、
「事業承継支援」

■ 金崎 応援コーディネーターの主な担当:
「経営革新」、「商店街の活性化」、
「創業」

関東経済産業局委託事業

事業承継対策セミナー

一連の事業承継税制や非上場株式の評価方法等の制度作りに関与された税理士法人タクトコンサルティングの玉越氏に、平成21年度の税制改正の最新の動向をふまえ、具体的事例を交えて、わかりやすくお話しいただきます。

■対象者： 中小企業経営者、役員、後継者等

■定員： 40名(先着順)

■参加費： 無料

■講演： 「いよいよスタート! 新制度の最新動向
をわかりやすく解説します」

■講師： 税理士法人タクトコンサルティング
代表社員 玉越 賢治 氏

■第1回開催

日時 5月29日(金)

13:30~16:15(受付13:00~)

会場 藤沢産業センター(藤沢駅より徒歩3分)
[藤沢市藤沢109番地]

■第2回開催

日時 6月10日(水)

13:30~16:15(受付13:00~)

会場 川崎市産業振興会館(川崎駅より徒歩8分)
[川崎市幸区堀川町66番地20]

■主催： 東京中小企業投資育成(株)

(財)神奈川産業振興センター

■共催： (財)川崎市産業振興財団 ※川崎開催

■後援： (株)日本政策金融公庫

(財)藤沢市産業振興財団 ※藤沢開催

■申込方法： ホームページより申込用紙をダウン

ロードし、必要事項をご記入の上、
FAXにてお申し込みください。

申込先 東京中小企業投資育成(株)業務第4部

FAX 03(5469)5865

※第1回、第2回は同じ講演、講師です。

※詳細は、KIP又は東京中小企業投資育成(株)の
ホームページをご覧ください。

●問い合わせ 経営革新支援課内 地域力連携拠点

TEL 045(633)5202 FAX 045(633)5208

●ホームページ <http://www.kipc.or.jp/>

企業の経営課題を解決へ導く人材を紹介いたします

～ 新現役チャレンジ支援神奈川事務局 ～

大企業等の退職者及び近く退職を迎える「新現役」(シニア人材)が、長年培ってきた知識・経験・ネットワークを地域や中小企業に活かすための仕組み。それが、「新現役チャレンジ支援事業」です。

昨年度から始まった本事業も2年目を迎え、ナビゲーターを増員し、さらに充実させていきます。

◎今年度の方針: “人材力の見える化”で支援

昨年4月に始まった当事業ですが、1年目は“顔の見える関係づくり”をテーマに、まずはナビゲーターと新現役の交流を、そして徐々に企業と新現役のマッチングを図ってきました。

具体的には、「技術・営業双方がわかる人材」「英語堪能で財務諸表を作成できる人材」「航空分野に進出したい。そのサポートができる人材」など、多様なニーズに対応できる人材を紹介してきました。人材は県内のみならず、県外から探索できます。これも当事業の特徴です。

こうした企業ニーズへの対応が、新現役の社会貢献意欲の充足につながっています。さらにKIPとのコラボレーションとして、地域力連携拠点から来る企業ニーズへの対応や、ビジネス可能性評価事業を紹介し、事業プランのブラッシュアップにつながったという成果もありました。

2年目を迎える今年度は、新たな事業目標を立て、マッチング件数の増加を目指します。そのためにナビゲーターを増員し、9名体制としました。

キーワードは、“人材力の見える化”です。新現役の能力がわかるデータブックを作成し、企業に「このような高い能力を持った新現役がいます」と、提案型の営業を積極的に行っていきます。

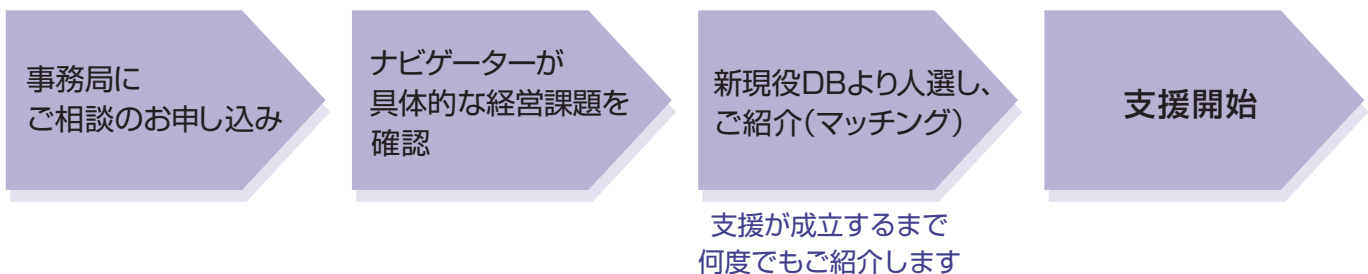
今年度はより多くの企業・新現役の皆さまと一緒できるよう、またKIPの皆さまのご協力もいただきつつ取り組んでまいります。
(猪狩惇夫チーフナビゲーター談)

◎事業スキーム

様々な経営課題を抱えている中小企業。退職後も自らの知識・経験・ノウハウなどを活用したいと考えている新現役。双方をマッチングすることにより、経営課題の解決へ導くように支援します。

神奈川事務局では、企業支援の経験豊富なナビゲーターが新現役を発掘し、「技術・製品開発」「販売・マーケティング」などの分野ごとにデータベース(DB)に登録。中小企業の皆さまの経営課題解決のお手伝いをするために、DBに登録された人材の中から専門分野や経歴などを考慮し、最適の人材を企業にご紹介いたします。

◎中小企業の皆さまへ、支援の流れ



☆外部人材を活用して課題を解決したいとお考えの中小企業の皆さま。
中小企業の課題解決に貢献したいとお考えの皆さま。
ぜひご相談、お問い合わせください。

猪狩 惇夫 チーフナビゲーター

「今の時代、人材の活用どころじゃないよ…」。企業を回っていると、そんな声をよく聞きます。しかし、次世代を見据える経営者からは「先が見えにくい時代、自分だけでは判断できない。経験と知見のある人材からアドバイスをほしい」という声も聞かれます。こうした経営者の期待に応えられる人材が、新現役の中には多数存在するのです。経営者の皆さま、何かお悩みがありましたら、ぜひ一度ご相談ください。



三浦 豊 ナビゲーター

昨年度よりナビゲーターの業務を行っています。発足当初と比べると本支援事業も段々と知られるようになり、新現役に登録される方々や企業ニーズが徐々に増加しています。その仲を取り持つナビゲーターとして、新現役登録者の経験や人脈が支援先で活用され、中小企業の発展に寄与されることが一件でも多く行われるように努力したいと考えています。



石川 雅也 ナビゲーター

大手工作機械メーカーで輸出・海外事業企画・海外駐在等を行った後、欧州特殊鋼材メーカーの日本での責任者を経て現在はKIPにて販路ナビゲーター、また横浜企業支援財団にてグローバルビジネスアソシエイトとして、中小企業さまの販路開拓及び海外進出における提携・法律・経営等の相談業務を行っております。新現役の皆さまにやり甲斐のある第二の人生をサポートいたします。



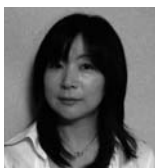
岩岡 博徳 ナビゲーター

専門ノウハウを有する貢献意欲の高い新現役の方々を、県内企業の皆さまにご紹介できればと考えています。「新現役の方に頼んだら、どのくらいの費用が発生するのかわからない」「どのような業務を頼めるのかわからない」等ご不明な点がございましたら、まずは私たちナビゲーターにご連絡ください。よろしくお祈りします。



白井 真美 ナビゲーター

過去にコンサルティング会社で一部上場会社の内部統制・連結決算・人材育成業務に携わってきました。また、製造業経営者でもあり、主に財務会計・労務・戦略にも精通しております。様々な経験を取り入れ、中小企業さまと新現役の皆さまにお役に立つマッチングをさせていただきます。



原 賢治 ナビゲーター

私は人事・労務管理、法律・特許関係を担当しています。昨年度は面接官の斡旋や、就業規則作成支援、特許取得のアドバイスなど、様々な得意分野を持つ新現役の方々を紹介させていただきました。今年度も昨年に増し、多くの企業さまのお役に立てるよう頑張っていきたいと思っておりますので、新現役チャレンジ支援事業を是非ともご活用ください！



都築 賢治 ナビゲーター

新現役チャレンジ支援事業は、社外専門人材をスポットで補完する時流にマッチした選択肢だと思います。企業さまを訪問して、システムメリットなどを広めながら、利用シーンをイメージできるようにサポートするのが私の役割です。皆さまのニーズを伺うのをとても楽しみにしています。よろしくお祈りいたします。



濱田 真実 ナビゲーター

私は新現役チャレンジ支援事業は、「中小企業さんよし、新現役さんよし、世間よし」の「三方よし」の支援事業と考えています。世界同時不況の厳しい経営環境下でご努力されている多くの中小企業さんと、長年培われて来られた知識や経験を活かして中小企業さんを支援されたいとお考えの多くの新現役さんが、この支援事業を活用されますよう、私自身が「三方よし」の精神に則って頑張りたいと考えています。



松岡 義博 ナビゲーター

精密機械及び不動産業界に長く、販売、調達、不動産が得意分野です。あらゆる産業に人脈が広いので、中小企業の方々の多方面での支援活動でご相談に応じられます。特に工場・物流用地・事務所などの取得・売却・有効活用は、いつでもどんなご希望でも対応可能です。



●問い合わせ

新現役チャレンジ支援神奈川事務局
 [(財)神奈川産業振興センター <KIP>内]
 TEL 045(633)5167(直通)
 FAX 045(633)5168
 e-mail shin-geneki@kipc.or.jp

●ホームページ <http://www.shin-geneki-kanagawa.jp/>

6月の「受・発注取引あっせん相談活用」のご案内

— 新規取引先の紹介、発注案件を紹介 —

KIPでは、製造業等の中小企業の皆さまから下請取引あっせんなどのご相談をお受けする巡回あっせん相談を実施しています。

この相談は、KIP職員が開催場所に出向き、新規取引先の紹介、県内外の発注企業の動向やKIPに申し出のあった発注案件などの情報提供を行うもので、この巡回あっせん相談を契機として新規取引先を獲得した企業も数多くあります。

新規取引先の開拓などで悩んでいる企業の皆さま。ぜひご利用ください。

■ 6月の開催日程

開催場所	開催日	時間
藤沢商工会議所	2日(火)	13:00~16:00
小田原箱根商工会議所	10日(水)	13:30~16:00
横須賀三浦地域県政総合センター	11日(木)	13:00~16:00
秦野商工会議所	12日(金)	13:00~16:00
茅ヶ崎商工会議所	15日(月)	13:00~16:00
平塚市役所 市民相談室	16日(火)	13:30~16:00
大和商工会議所	16日(火)	13:00~16:00

◎川崎駐在事務所、相模原駐在事務所でも次のとおり相談をお受けしますので、ご利用ください。

開催場所	開催日	時間
川崎駐在事務所*1	毎週木曜日	13:00~17:15
相模原駐在事務所*2	10日(水)、24日(水)	13:00~16:00

*1 川崎市産業振興会館6F

*2 相模原商工会議所3F 相談室内(相模原商工会議所の専門相談として実施)

●問い合わせ

取引振興課 TEL 045(633)5067

INFORMATION

中小企業制度融資



【フロンティア資金(新たな事業展開対策)】

融資対象を拡大しました。

●対象 県内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者等の、緊急時企業存続計画(BCP)の策定及びBCPに基づく対策に要する資金(「緊急時企業存続計画書」の投資計画に計上されている資金に限る。)等

●限度額 8,000万円

●融資利率 年2.1%以内

●融資期間 10年以内(運転資金は7年以内)

●申し込み 県内取扱金融機関

●問い合わせ

県内取扱金融機関又は県金融課
TEL 045(210)5677、5695

●ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kinyu/seidoyushi/seidoyushi.html>

働く人のメンタルヘルス相談室のご案内



職場でのストレスや休職後の職場復帰への不安など、一人で悩まず、気軽に「働く人のメンタルヘルス相談室」をご利用ください。ご家族や従業員への対応に関する企業の方からのご相談も受け付けております。

◇医師又はカウンセラーによる面接相談
(要予約・無料・秘密厳守)

●相談日 毎週火曜日13:30~16:30

●会場 横浜労働センター
(横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階)

●交通 JR根岸線石川町駅中華街口
(北口・横浜駅寄り)徒歩3分

●予約・問い合わせ
横浜労働センター
045(633)6110(内線2707)

●ホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/rosei/mental/index.html>

平成21年

経済センサス・基礎調査



7月1日は経済センサス・基礎調査



全国すべての事業所及び企業が調査対象です。調査票の内容を他人に話したり、調査した結果を統計法に規定された目的以外に使用することは法律で禁止されています。安心してご協力ください。



総務省統計局
神奈川県・市区町村

●問い合わせ

県統計課事業所・工業統計班
TEL 045(210)3233

CONTENTS

- 「中小企業のための省エネ講座」のご案内 1
- 神奈川県中小企業再生支援協議会のご紹介 2・3
- 平成21年度 受・発注商談会 横須賀で開催! 4
- 「受・発注商談会」って何? 5
- “下請法”早わかり 6

- 障害者の雇用の促進等に関する法律改正のお知らせ 7
- 冊子「かながわのオンリーワン中小企業」への広告掲載の募集 7
- ベンチャー企業の魅力を伝える「ベンチャー力」発信トークライブを開催 7
- 技術開発のパートナー 産技センターレポート 8・9

- 中小企業のための経営教室2009 10・11
- 平成21年度地域力連携拠点事業 4月1日スタート 12・13
- 新現役チャレンジ支援神奈川事務局 14・15
- 6月の「受・発注取引あっせん相談活用」のご案内 16
- INFORMATION 16